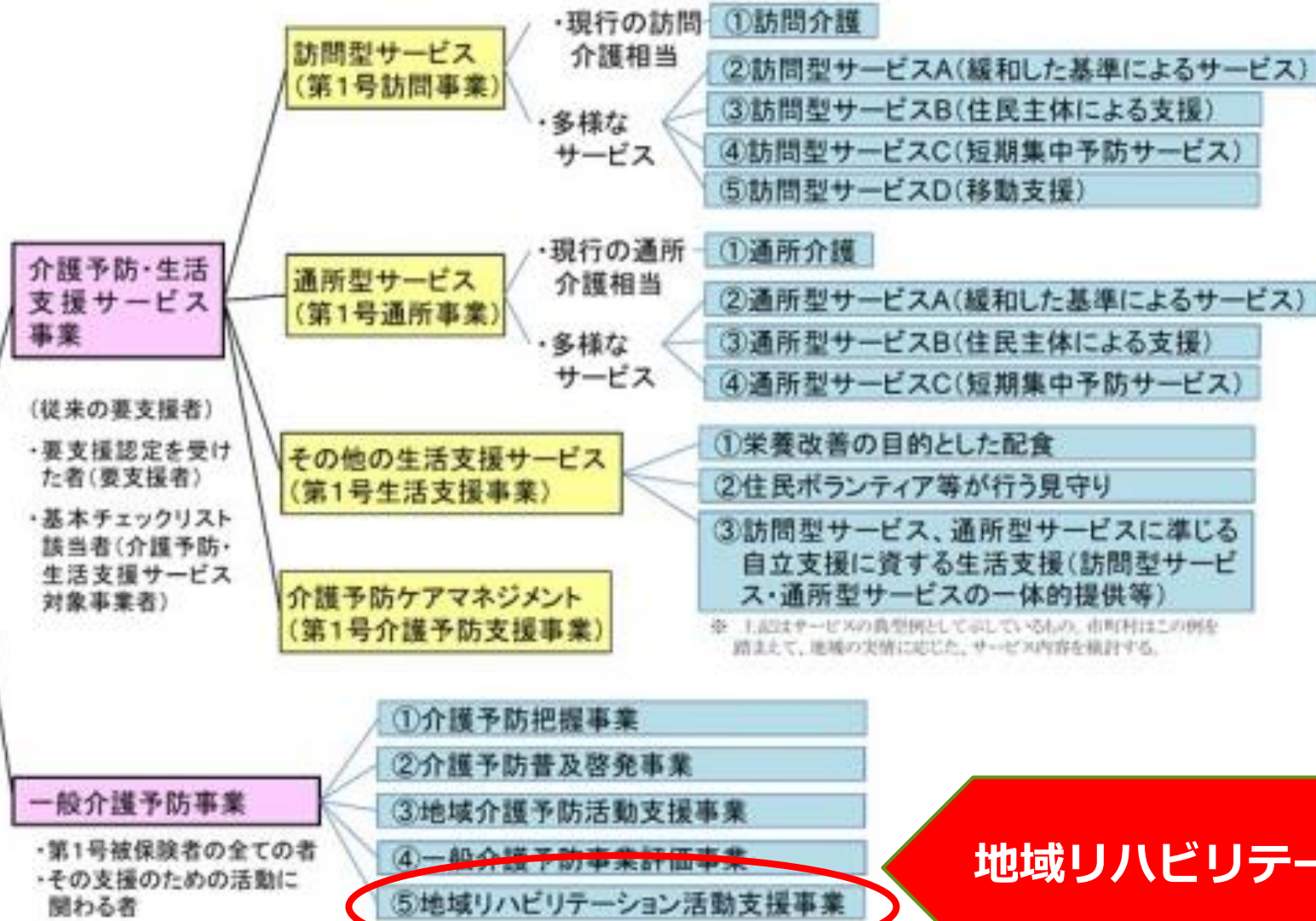


介護予防・日常生活支援総合事業の構成

市町村では、以下に示したサービスの典型例を踏まえて、地域の実情に応じたサービスの内容を検討する。

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)



地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション支援に関する
専門的知見を有する者が、
高齢者の有する能力を評価し
改善の可能性を助言する



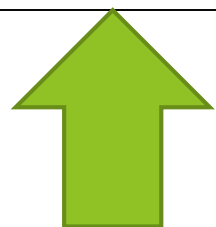
1. 住民への介護予防に関する技術的助言
2. 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援
3. 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む）への介護予防に関する技術的助言

令和5年度からは・・・

専門職のいない事業所を対象とした
専門職派遣を再開する事を
検討中

例えば・・・

デイサービスで機能訓練器具等を使って体操してもらっている
実際に効果はあるのかな？
もっと筋力アップやフレイル予防の体操はないかな？



地域リハビリテーション活動支援事業を活用

**訓練機具を活用した効果的な運動メニューを
リハ専門職がアドバイス**